

# 宮城県公報

行 政 公 報  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) 一

### 訓 令 甲

○副知事の担当事務に関する規程 (人事課) 二

### 告 示

○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 二

○救急医療機関の認定 (医療政策課) 二

○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 二

○県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 三

○保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 三

○保安林の指定の解除 (同) 三

○保安林の指定の予定(二件) (同) 四

○保安林の指定の解除の予定 (同) 四

○保安林の指定施業要件の変更(二件) (同) 四

○保安林の指定施業要件の変更の予定(六件) (同) 五

○道路の区域変更 (道路課) 七

○道路の供用開始 (同) 八

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 八

○土砂災害警戒区域の指定 (同) 一〇

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件) (都市計画課) 一〇

○都市計画事業の事業計画変更の認可(三件) (同) 一一

○都市計画事業の事業計画変更の認可 (下水道課) 一二

ページ

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (環境対策課) 一二

○開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 一三

### 教育委員会

○宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令 一三

### 選挙管理委員会

○政治団体の届出 一五

○政治団体の届出事項の異動届 一五

○政治団体の解散届 一六

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分) 一七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分) 一七

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分) 一八

○資金管理団体の届出事項の異動届 一八

○資金管理団体の指定取消し等の届出 一九

### 収用委員会

○志津川都市計画南三陸町震災復興記念公園事件裁決手続開始決定 一九

○石巻広域都市計画南浜津波復興記念公園2号事件裁決手続開始決定 一九

○石巻広域都市計画南浜津波復興記念公園3号事件裁決手続開始決定 二〇

## 規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第十四号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成十八年宮城県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

「河端章好」を「佐野好昭」に、「佐野好昭」を「遠藤信哉」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第四号

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担当事務に関する規程（平成十八年宮城県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二号口中「環境の保全及び県民生活」を「総務企画一般」に改め、同号八中「商業、工業、農業、林業及び水産業」を「保健衛生及び社会福祉」に改め、同号二中「労働」を「土木及び建築」に改め、同号ホ中「公営企業」を「会計及び監査」に改め、同号に次のように加える。  
へ 教育及び警察に関すること。

第三号イ中「総務企画一般」を「環境の保全及び県民生活」に改め、同号ロ中「保健衛生及び社会福祉」を「商業、工業、農業、林業及び水産業」に改め、同号ハ中「土木及び建築」を「労働」に改め、同号ニ中「会計及び監査」を「公営企業」に改め、同号ホを削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 告 示

○宮城県告示第二百十号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。  
平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	Young Love Comica 3 2019 March 18815103	宙おおぞら出版

二	雑 誌	恋愛天国パラダイス 0967513	2019 3 Mar.	株式会社竹書房
三	雑 誌	ビーボーイゴールド 17779102	2019 2月号	株式会社リブレ
四	雑 誌	実話BUNKATAブー 05375104	4月号 2019	株式会社コアマガジン
五	雑 誌	EXMAX! SPECIAL vol. 131 0209213		株式会社ぶんか社
六	雑 誌	EXMAX! DELUXE 早春特大号 67984193	2019年	株式会社ぶんか社
七	雑 誌	禁断映像封印解禁スベシャル 昭和&平成100年の闇 怪奇事件簿 1784413		マイウェイ出版株式会 社
八	雑 誌	裏マニアックス 極太裏事典 MAX 64247140		株式会社三オブックス

二 指定理由

図書類の内容が、一から六の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、七の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ甚だしく残忍性を有し、八の図書類にあつては、著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第二百十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。  
平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険川崎病院	川崎町大字前川字北原二十 三十一	平成三十一年三月十 七日	平成三十四年三月十 六日

○宮城県告示第二百十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十一年三月十九日

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成三十一年 五月八日	栗原市 金成	午前十一時から 午後二時三十分まで	金成農村環境改善センター (J.A.栗つこ金成中央支店裏)
五月十日	栗原市 若柳	午前十一時から 午後二時三十分まで	若柳多目的研修センター
五月十三日	栗原市 駒	午前十一時から 午後二時三十分まで	栗駒保健センター
五月十四日	栗原市 駒	午前十一時から 午後二時三十分まで	栗駒保健センター
五月十五日	栗原市 鷺沢	午前十一時から 正午まで	鷺沢振興センター
五月十七日	栗原市 瀬峰・高清水	午前十一時から 正午まで	高清水総合支所
五月二十日	栗原市 一迫・花山	午前十一時から 午後二時三十分まで	一迫公民館
五月二十一日	栗原市 築館・志波姫	午前十一時から 午後二時三十分まで	築館ふるさとセンター
五月二十二日	栗原市 築館・志波姫	午前十一時から 午後二時三十分まで	築館ふるさとセンター
五月二十七日	利府町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農 センター
五月二十八日	利府町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	仙台農業協同組合東部営農 センター

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第二百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業王沢地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十一年三月二十日から平成三十一年四月十八日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市渡波字大森一九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字大沼一七七の一、一七七の二三から一七七の一五まで、字小沼一〇の六、字板橋一七六の一〇

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第二百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字草木沢向小田四の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字草木沢大滝山九の二、一二の一、字草木沢大滝五の一、字草木沢向田四の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市大向二五の六・四〇の四（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 宮城郡七ヶ浜町（次の図に示す部分に限る。）  
 2 保安林として指定された目的  
 潮害の防備

3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

3-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 宮城郡七ヶ浜町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
 名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

○宮城県告示第二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 平成三十一年三月十九日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 遠田郡涌谷町（次の図に示す部分に限る。）  
 二 保安林として指定された目的  
 名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

○宮城県告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨、農林水産大臣から通知があった。  
 平成三十一年三月十九日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。



(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）、

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）、

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

二 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜吉岡線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	一四・〇	五〇・〇	三八二・〇
一四・〇	五三・〇	一一・〇	五三・〇	三八二・〇

○宮城県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜吉岡線	黒川郡大和町鶴巣鳥屋字新宮田二番一地从先から同郡同町鶴巣鳥屋字壇ノ輿五五番五地先まで	平成三十一年三月十九日

○宮城県告示第二百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
日向沢2	土石流	伊具郡丸森町小斎字日向、字羽山、字上館（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
日向東の沢	土石流	伊具郡丸森町小斎字日向、字上館（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
林崎沢	土石流	伊具郡丸森町小斎字林崎（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
源太郎沢	土石流	伊具郡丸森町小斎字源太郎（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
郷ノ目沢	土石流	伊具郡丸森町小斎字郷ノ目（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
芳ヶ沢の沢	土石流	伊具郡丸森町大内字芳ヶ沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
桜田沢	土石流	伊具郡丸森町大内字桜田、字明光沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
大平沢	土石流	伊具郡丸森町大内字大平（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
羽山沢2	土石流	伊具郡丸森町大内字三代河原、字西向、字岩城西（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
西畑沢	土石流	伊具郡丸森町矢間山田字西畑、字西、字東、字上（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
小巻沢	土石流	伊具郡丸森町矢間山田字小巻（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
土手添沢	土石流	伊具郡丸森町矢間山田字沼田、字土手添、字新土手添、字弁財天、字永作（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
永作沢	土石流	伊具郡丸森町矢間山田字永作、字新土手沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
小坂沢	土石流	伊具郡丸森町矢間山田字鍋石、字小坂（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
市ノ沢の沢	土石流	伊具郡丸森町矢間山田字市ノ沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
上沢	土石流	伊具郡丸森町矢間山田字上（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
土手沢	土石流	伊具郡丸森町矢間山田字土手、伊具郡丸森町松掛字新葉師堂（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防



大戸	熊ノ入	沢田	下塩ヶ作	芳ヶ沢	山ノ神	桜町の2	桜町の1	田林	遠藤の2	郷ノ目	松崎	遠藤の1	一ノ迫	牛田	鶴巻	市子沢	入屋敷	田ノ入	関場の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
伊具郡丸森町大内字大戸（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字熊ノ入（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字沢田（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字下塩ヶ作（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字芳ヶ沢（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字山ノ神（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字桜町（次の図のとおり）	伊具郡丸森町大内字田林（次の図のとおり）	伊具郡丸森町小斎字遠藤、字南（次の図のとおり）	伊具郡丸森町小斎字遠藤、字南（次の図のとおり）	伊具郡丸森町小斎字郷ノ目（次の図のとおり）	伊具郡丸森町小斎字遠藤、字南、字大槻（次の図のとおり）	伊具郡丸森町小斎字遠藤、字南（次の図のとおり）	伊具郡丸森町小斎字一ノ迫（次の図のとおり）	伊具郡丸森町館矢間山田字牛田（次の図のとおり）	伊具郡丸森町館矢間松掛字宮田（次の図のとおり）	伊具郡丸森町館矢間山田字市子沢（次の図のとおり）	伊具郡丸森町館矢間木沼字入谷地、字入屋敷（次の図のとおり）	伊具郡丸森町館矢間木沼字田ノ入、字寺前（次の図のとおり）	伊具郡丸森町館矢間木沼字関場、角田市角田字野田（次の図のとおり）

轟の1	上東昌寺沢の2	上東昌寺沢の1	大宮堰	津花河原畑	蛭沢	保土南の沢	保土四の沢	保土三の沢	保土二の沢	保土一の沢	下東昌寺三の沢	下東昌寺二の沢	中田沢	中田北の沢	蒜沢	前林	沢	鍛冶屋敷の	風呂
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊
大崎市岩出山字轟（次の図のとおり）	大崎市岩出山字上東昌寺沢（次の図のとおり）	大崎市岩出山字上東昌寺沢（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字大宮堰、字樋渡浦（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字津花河原畑（次の図のとおり）	大崎市岩出山字蛭沢（次の図のとおり）	大崎市岩出山字保土沢、字下東昌寺沢（次の図のとおり）	大崎市岩出山字保土沢（次の図のとおり）	大崎市岩出山字保土沢（次の図のとおり）	大崎市岩出山字保土沢（次の図のとおり）	大崎市岩出山字保土沢（次の図のとおり）	大崎市岩出山字下東昌寺沢（次の図のとおり）	大崎市岩出山字下東昌寺沢（次の図のとおり）	大崎市岩出山字中田裏、字中田裏（次の図のとおり）	大崎市岩出山南沢字中田裏、字木戸脇（次の図のとおり）	大崎市鹿島台広長字八色（次の図のとおり）	大崎市鹿島台広長字前林（次の図のとおり）	大崎市鹿島台広長字二反平（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字風呂、字横手（次の図のとおり）	大崎市鹿島台大迫字風呂、字横手（次の図のとおり）

次の図のとおり

宮城県土木部防  
災砂防課及び宮  
城県北部土木事  
務所

西野の1	泥坂屋敷	坂下三番	大通四番	百沢	大夫	稲子沢大畑	大峰	柳沢	前田の沢	洞雲寺の沢	寒風沢	稲子沢	沢別所前田の沢2	沢別所前田の沢1	新田の沢3	新田の沢2	新田の沢1	中田西
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊
加美郡加美町米泉字西野（次の図のとおり）	加美郡加美町鳥屋崎字泥坂屋敷（次の図のとおり）	加美郡加美町宮崎字坂下三番（次の図のとおり）	加美郡加美町下多田川字大通四番（次の図のとおり）	加美郡加美町下多田川字百沢（次の図のとおり）	加美郡加美町上多田川字大夫、字新沢（次の図のとおり）	加美郡加美町上多田川字稲子沢大畑、字大松峰二番（次の図のとおり）	加美郡加美町上多田川字大峰（次の図のとおり）	加美郡加美町柳沢字上高清水（次の図のとおり）	加美郡加美町北川内字小沢口、字久根合（次の図のとおり）	加美郡加美町宮崎字洞雲寺二番（次の図のとおり）	加美郡加美町宮崎字寒風沢一番、字寒風沢三番、字新寒風沢（次の図のとおり）	加美郡加美町上多田川字大松峰二番（次の図のとおり）	加美郡加美町上多田川字大松峰二番（次の図のとおり）	加美郡加美町上多田川字大松峰二番（次の図のとおり）	加美郡加美町上多田川字大松峰二番（次の図のとおり）	加美郡加美町下多田川字新田（次の図のとおり）	加美郡加美町下多田川字新田、字渡戸（次の図のとおり）	大崎市岩出山南沢字中田西、字中田裏（次の図のとおり）

西野の2	急傾斜地の崩壊	加美郡加美町米泉字西野（次の図のとおり）
大松峰	急傾斜地の崩壊	加美郡加美町上多田川字大松峰（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
郷ノ目沢2	土石流	伊具郡丸森町小斎字郷ノ目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
土手下沢	土石流	伊具郡丸森町舘矢間山田字小原瀬東、字土手下、伊具郡丸森町大舘一丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
貝抜沢	土石流	大崎市鹿島台大迫字貝抜沢（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
保土五の沢	土石流	大崎市岩出山字保土沢（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百三十一号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百三十二号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 津波復興拠点地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百三十三号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 宮内地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百三十四号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 多賀城駅周辺地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

「平成二十八年三月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成二十八年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

赤岩港地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

「平成二十五年四月五日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月五日から平成三十一年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

八幡地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

「平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

登米市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

栗原都市計画下水道事業

2 名称

登米市流域関連特定環境保全公共下水道

三 事業施行期間

「平成五年十二月十五日から平成三十二年三月三十一日まで」を「平成五年十二月十五日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成三十一年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本

町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十一年三月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号

五 落札金額 三千百八十六万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十一年二月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

岩沼市字朝日三十五番、三十六番、三十五番地の先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡三丁目四番一号  
セキスイハイム東北株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年三月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

伊具郡丸森町館矢間館山字玉川百三十五番の一部、百三十六番一の一部、百三十八番一、百三十八番二、百三十八番六、百三十九番、百四十番、百三十九番地先の道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

伊具郡丸森町字鳥屋百二十番地一  
丸森町

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年三月十九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

東松島市赤井字南一七十一番八、七十四番五、七十四番七、七十五番一、七十六番、七十七番、七十八番、七十九番、八十番、八十五番一、八十五番二、八十六番一、八十六番二、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番、九十六番一、百

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市牛網字駅前一丁目三番地の八  
東松島市工務店協同組合

### 教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月十九日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁等職員服務規程（昭和三十九年宮城県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表月曜日から金曜日までの項中「八時三十分」を「午前八時三十分」に、「十七時十五分」を「午後五時十五分」に、「十二時から十三時まで」を「午後零時から午後一時まで」に改め、同条第三項を削る。

第七条の二第二項中「職員勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号。以下「職員勤務時間条例」という。）」に改め、「所属長が別に」を削り、同条第四項中「前条の規定を準用する」を「午後零時から午後一時までとする。ただし、一日の勤務時間が六時間以下である場合又は前条第二項の規定により同条第一項の規定と異なる定めをしている所属機関においては、当該所属機関で定める休憩時間内で定めるものとする」に改める。

第七条の二の次に次の四条を加える。

（休憩時間変更職員の勤務時間等）

第七条の三 職員勤務時間条例第六条第二項の規定により休憩時間を四十五分以上一時間未満とする職員（以下「休憩時間変更職員」という。）の勤務時間については、第七条及び前条第三項の規定にかかわらず、第七条第一項に規定する勤務時間内で割り振る。ただし、同条第二項の規定により同条第一項の規定と異なる定めをしている所属機関においては、当該所属機関で定める勤務時間内で割り振るものとする。

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に置く休憩時間は、第七条及び前条第四項の規定にかかわらず、第七条第一項に規定する休憩時間内で別に定める。ただし、同条第二項の規定により同条第一項の規定と異なる定めをしている所属機関においては、当該所属機関で定める休憩時間内で定めるものとする。

（早出遅出勤務職員の勤務時間等）

第七条の四 職員勤務時間条例第十条の二第一項又は第二項の規定により育児又は介護を行うための早出遅出勤務をする職員（以下「早出遅出勤務職員」という。）については、第七条、第七条の二第三項及び前条第一項の規定にかかわらず、午前七時から午後十時までの間で勤務時間を割り振ることができる。

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に置く休憩時間は、第七条、第七条の二第四項及び前条第二項の規定にかかわらず、別に定める。

（時差勤務時間等）

第七条の五 公務の能率の向上及び仕事と生活の調和を図るため、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員（別に定める職員、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、休憩時間変更職員及び早出遅出勤務職員を除く。）の勤務時間は、第七条の規定にかかわらず、午前九時から午後五時四十五分までとすることができる。

2 通勤のため鉄道を利用することを常例とする職員であつて別に定めるもの（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、休憩時間変更職員及び早出遅出勤務職員を除く。）について、当該鉄道の運行時間の事情のため午前八時三十分以降勤務を開始することが著しい負担を伴うと認められる場合は、第七条の規定にかかわらず、午前八時三十分から午後五時四十五分までの間で勤務時間を割り振ることができる。

3 前二項の規定の適用がある場合における勤務時間中に置く休憩時間については、第七条第一項の規定を準用する。

第七条の六 公務の能率の向上及び仕事と生活の調和を図るため、公務の運営に支障がないと認めるときは、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び休憩時間変更職員の勤務時間は、第七条の二第三項及び第七条の三第一項の規定にかかわらず、午前九時から午後五時四十五分までの間で割り振ることができる。

2 通勤のため鉄道を利用することを常例とする育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び休憩時間変更職員であつて別に定めるものについて、勤務の開始を午前八時三十分と割り振る場合において、当該鉄道の運行時間の事情のため当該勤務時間の開始が著しい負担を伴うと認められる場合は、第七条の二第三項及び第七条の三第一項の規定にかかわらず、午前八時三十分から午後五時四十五分までの間で勤務時間を割り振ることができる。

3 前二項の規定の適用がある場合における勤務時間中に置く休憩時間については、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては第七条の二第四項の規定を、休憩時間変更職員にあつては第七条の三第二項の規定を、それぞれ準用する。

附則第二項から第四項までを次のように改める。

（夏季における勤務時間等の特例）

2 仕事と生活の調和の更なる推進を図るため、公務の運営に支障がないと認めるときは、当分の間、夏季における職員（別に定める職員、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び早出遅出勤務職員を除く。）の勤務時間及び休憩時間は、第七条、第七条の三、第七条の五及び第七条の六の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとすることができる。

一 休憩時間変更職員以外の職員 次の表に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ同表に定める勤務時間及び休憩時間

勤務の区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間



朝型勤務A	午前七時三十分	午後四時十五分	午後零時から 午後一時まで
朝型勤務B	午前八時	午後四時四十五分	午後零時から 午後一時まで

二 休憩時間変更職員 次の表に掲げる勤務の区分に応じそれぞれ同表に定める勤務時間及び休憩時間

勤務の区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
朝型勤務A	午前七時三十分	午後四時	午後零時から 午後四時十五分まで
朝型勤務B	午前八時	午後四時三十分	午後零時から 午後四時十五分まで

3 前項に規定するもののほか、夏季における勤務時間等の特例の実施に関し必要な事項については、別に定める。

(委任)

4 前二項に規定するもののほか、勤務の指定その他勤務時間の特例の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附則第五項を削る。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

の政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地（公職の種類（第一号）） 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

国民民主党宮城第1区総支部 桜井 充 郷古正太郎 仙台市青葉区本町三一 参議院議員 ○ 平成三十一年二月二十六日

国民民主党宮城第2区総支部 桜井 充 佐藤 道昭 仙台市青葉区本町三一 参議院議員 ○ 平成三十一年二月二十六日

国民民主党宮城第6区総支部 桜井 充 佐藤 道昭 仙台市青葉区本町三一 参議院議員 ○ 平成三十一年二月二十六日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

太田初美後援会 小山 一男 伊藤 定 柴田郡村田町大字菅生字舟ヶ沢四三一四 平成三十一年二月七日

かくだ充由仙台後援会 千田 勝見 田中 伸弥 仙台市青葉区花京院一一一三〇 平成三十一年二月二十一日

ささきやえこ後援会 佐々木八重子 佐々木八重子 岩沼市里の杜二一一一 平成三十一年二月二十五日

持続可能な街づくりを考える会 金沢 恒 金沢 恒 栗原市若柳字川北片町六二 平成三十一年二月一日

仙台生まれ仙台育ち現役34世代と進む子育て福祉政策のためにしがらみ打破へ！突破する力を育むまっすぐ無所属の会 庄司 一美 高橋 伽羅 仙台市青葉区荒巻本沢一一三一 平成三十一年二月十九日

仙台の輝く未来を実現する会 佐々木康治 村岡 玲子 仙台市青葉区東照宮二一一八 平成三十一年二月二十一日

橋本けいいちと市政を元気にする会 橋本 啓一 橋本 保男 仙台市泉区南中山三一七一二 平成三十一年二月二十八日

○宮選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿島台支部	衣川 政	会計責任者の氏名	佐藤 清彦	佐々 昭夫	平成三十一年二月二日
自由民主党宮城県とさわ会支部	内田 浩二	会計責任者の氏名	大柳 伸彦	遠藤 敏彦	平成三十一年一月二十三日
自由民主党亘理町支部	渡辺 和喜	会計責任者の氏名	木村 満	渡辺 健一	平成三十一年二月一日
自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部	愛知 治郎	会計責任者の氏名	小畑有喜子	須田 浩司	平成三十一年二月六日
自由民主党みやぎ土地改良支部	伊藤 康志	会計責任者の氏名	高橋 清隆	千葉 敬記	平成三十一年一月三十日
立憲民主党宮城県第二区総支部	鎌田さゆり	会計責任者の氏名	古谷 千秋	佐々木雄一	平成三十一年二月一日
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛と緑と活力ある県政研究会	金谷 政孝	代表者の氏名	金谷 政孝	坂本 嘉彦	平成三十一年二月十三日
赤間しづ江後援会	赤間しづ江	代表者の氏名	赤間しづ江	渡辺 要治	平成三十一年二月二十四日
菊地康彦後援会	渡辺 義信	会計責任者の氏名	菊地たか子	結城 由美	平成三十一年二月十日
吉川ひろやすを囲む会	鳥影 正幸	代表者の氏名	鳥影 正幸	松下 士	平成三十一年二月十三日
くまがい大後援会	菅井 茂	主たる事務所の所在地	宮城県利府町しらかし台六一一三一二	仙台市青葉区本町一〇一八	平成三十一年一月一日
齊藤みつや後援会	齊藤巳寿也	主たる事務所の所在地	気仙沼市赤岩館森七〇一二	気仙沼市田中前四一五一一七	平成三十一年二月十七日
大志会	菅井 茂	主たる事務所の所在地	宮城県利府町しらかし台六一一三一二	仙台市青葉区本町一〇一八	平成三十一年一月一日
多様な価値を創造す	伊藤 優太	国会議員関	法第十九条の七	国会議員関係政	平成三十一年

21 新都市経済研究会

政治団体の名称	代表者の氏名	係政団体の区分	第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	政治団体の名称	代表者の氏名	係政団体の区分	政治団体以外の政治団体	異動年月日
早坂利悦後援会	畑中 長悦	政治団体の名称	多様な価値を創造する新都市経済研究会21	伊藤ゆうた後援会	伊藤 悠太、衆議院議員	政治団体の名称	伊藤ゆうた後援会	平成三十一年二月一日
宮城県商工政治連盟	阿部 計	政治団体の名称	宮城県商工政治連盟	須藤弥代治	須藤 弥代治	政治団体の名称	宮城県農政推進連盟	平成三十一年二月六日
宮城県農政推進連盟	山内 正文	政治団体の名称	宮城県農政推進連盟	山田 勇	山田 勇	政治団体の名称	宮城県農政推進連盟	平成三十一年二月十八日
宮城県商工政治連盟	佐藤 正彦	政治団体の名称	宮城県商工政治連盟	山内 正文	山内 正文	政治団体の名称	宮城県農政推進連盟	平成三十一年二月十八日
宮城県商工政治連盟	山内 正文	政治団体の名称	宮城県商工政治連盟	山内 正文	山内 正文	政治団体の名称	宮城県農政推進連盟	平成三十一年二月十八日
宮城県農政推進連盟	鹿野 哲義	政治団体の名称	宮城県農政推進連盟	山内 正文	山内 正文	政治団体の名称	宮城県農政推進連盟	平成三十一年二月十八日
やまと晴美後援会	大和 晴美	政治団体の名称	やまと晴美後援会	山内 正文	山内 正文	政治団体の名称	宮城県農政推進連盟	平成三十一年二月十八日
若生ひろとし後援会	中鉢 義徳	政治団体の名称	若生ひろとし後援会	山内 正文	山内 正文	政治団体の名称	宮城県農政推進連盟	平成三十一年二月十八日
○宮選管告示第二十五号								
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。								
平成三十一年三月十九日								

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

石川ひでお後援会 石川 秀雄 平成三十年十二月三十一日

大町えいしん後援会 大町 洋 平成三十年十一月二十八日

大山巖を上げます会 高橋 孝 平成三十年六月三十日

木村昇後援会 木村 仁洋 平成三十年十二月三十一日

政治結社皇和會 大友 裕次 平成三十年十二月三十日

千葉しみえ後援会 千葉志美枝 平成三十一年一月二十八日

てしがわら正樹と夢のある「あすの柴田」をつくる会 鈴木 昇一 平成三十一年一月三十一日

柳原清後援会 小林 立雄 平成三十一年一月三十一日

山内昇一後援会 山内 勝志 平成三十一年二月十八日

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(資金管理団体)

千葉しみえ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 千葉志美枝

資金管理団体の届出に係る公職の種類 セナ河野議員

報告年月日 31. 1. 29 (31. 1. 28解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○阿部郷田正樹二十七年

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとお

り公表する。

平成三十一年三月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(資金管理団体)

千葉しみえ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 千葉志美枝

資金管理団体の届出に係る公職の種類 セナ河野議員

報告年月日 31. 1. 29 (31. 1. 28解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

石川ひでお後援会

報告年月日 31. 2. 20 (30. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

大町えいしん後援会

報告年月日 31. 2. 22 (30. 11. 28解散)

1 収入総額 396,629

2 支出総額 396,629

前年繰越額 0

大山巖を上げます会

報告年月日 31. 1. 28 (30. 6. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

木村昇後援会

報告年月日 31. 2. 12 (30. 12. 31解散)

1 収入総額 11,882

前年繰越額 11,882

2 支出総額 11,882

<p>3 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>その他の経費</p> <p>政治結社皇和會</p> <p>報告年月日 31. 2. 19 (30. 12. 30解散)</p> <p>1 収入総額 20,012</p> <p>前年繰越額 5,245</p> <p>本年収入額 14,767</p> <p>2 支出総額 20,012</p> <p>本年収入の内訳</p> <p>個人の党費・会費 (4人) 14,767</p> <p>4 支出の内訳</p> <p>政治活動費 20,012</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 20,012</p> <p>宣伝事業費 20,012</p> <p>5 資産等の内訳</p> <p>〔動産〕</p> <p>自動車 1,500,000 21. 11. 30 1台</p> <p>てしがわら正樹と夢のある「あすの柴田」をつくる会</p> <p>報告年月日 31. 2. 21 (31. 1. 31解散)</p> <p>1 収入総額 38,139</p> <p>前年繰越額 38,139</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>柳原清後援会</p> <p>報告年月日 31. 2. 15 (31. 1. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>山内昇一後援会</p> <p>報告年月日 31. 2. 18 (31. 2. 18解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p>	<p>○宮懸警告示第二十八号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成三十一年三月十九日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（資金管理団体）</p> <p>千葉しみえ後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 千葉志美枝</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 ケーヰ町議会議員</p> <p>報告年月日 31. 1. 29 (31. 1. 28解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>（その他の政治団体）</p> <p>てしがわら正樹と夢のある「あすの柴田」をつくる会</p> <p>報告年月日 31. 2. 21 (31. 1. 31解散)</p> <p>1 収入総額 38,139</p> <p>前年繰越額 38,139</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>柳原清後援会</p> <p>報告年月日 31. 2. 15 (31. 1. 31解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>山内昇一後援会</p> <p>報告年月日 31. 2. 18 (31. 2. 18解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮懸警告示第二十九号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとお</p>
--	---

り資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
平成三十一年三月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

大和 晴美 やまと晴美後援会 主たる事務所所在地 巨理郡山元町坂元 巨理郡山元町鷺足 平成三十一年二月二十二日 字町東一五五 字中筋四七

○宮選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

平成三十一年三月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第二号による届出  
資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日

千葉志美枝 千葉しみえ後援会 平成三十一年一月二十八日

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成31年 3月19日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称 南三陸町
- 2 事業の種類及び名称 (1) 種類 志津川都市計画公園事業 (2) 名称

5・4・1号南三陸町震災復興記念公園

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県本吉郡南三陸町志津川字中瀬町

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
47番2	雑種地	雑種地	700	700.01	700.01

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名 株式会社阿部長商店

住所 宮城県気仙沼市内の脇二丁目133番地の3

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成31年 3月 8日

○宮城県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。  
平成31年 3月19日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称 宮城県
- 2 事業の種類及び名称 (1) 種類 石巻広域都市計画公園事業 (2) 名称 9・5・1号石巻南浜津波復興祈念公園
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 所在 宮城県石巻市南浜町三丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		取用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
4 番 3	宅地	宅地	118.90	130.40	130.40
4 番54	宅地	宅地	107.11	107.15	107.15

4 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、三浦稔法定相続人(別表1のとおり。以下同じ。)

なお、三浦稔の登記簿上の住所 東京都新宿区三栄町8番地

又は、亀山祐法定相続人(別表2のとおり。以下同じ。)

なお、亀山祐の登記簿上の住所 石巻市門脇字五番谷地20番地の2

(注) 別表1及び別表2については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45号)に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

不明 ただし、

- (1) 土地所有者が三浦稔法定相続人である場合  
所有権移転仮登記権者 亀山祐法定相続人

- (2) 土地所有者が亀山祐法定相続人である場合  
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成31年3月8日

○宮城県収用委員会告示第9号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成31年3月19日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類及び名称

- (1) 種類

石巻広域都市計画公園事業

- (2) 名称

9・5・1号石巻南浜津波復興祈念公園

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県石巻市南浜町二丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		取用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
9 番 4	宅地	公衆用道路	66.62	66.61	66.61

4 土地所有者の氏名及び住所

持分10分の3 及川晴彦

宮城県石巻市あゆみ野四丁目10番地1

ただし、住民票上の住所 宮城県石巻市鮎川浜寺下17番地5

なお、登記簿上の住所 宮城県石巻市南浜町二丁目9番13号

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成31年3月8日